

厨房設備の排気ダクトの構造及び消防職員の立入検査権について

【厨房設備の排気ダクトの構造（北九州市火災予防条例から抜粋）】

（厨房設備）

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）厨房設備に付属する排気ダクト及び天がいにあつては、次によること。

カ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げること。

【参考】



【消防職員の立入検査権（消防法から抜粋）】

（消防職員の立入検査）

第4条第1項 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

第2条第4項 関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。